

東京外環道訴訟 第3回口頭弁論

傍聴に来てください

10月9日(火)

14:00~14:30 東京地裁103号法廷

地下鉄東京メトロ「霞ヶ関」駅 A1出口

原告の要望が通り100席の大法廷103号法廷です！

終了後、報告集会を15時~開催します。

衆議院第2議員会館B1第1会議室

原告の思い

古川 英夫

私は終戦直後、5歳の時に杉並区善福寺の現在地に引越して来て70年程住み続けて来ました。

子供の頃、昆虫少年として善福寺池の周りで育ち、水と緑に恵まれたこの美しい自然環境、このままの美しい姿を何とか次代の子ども達に残したいと考えています。



私が外環問題に係わって以来、最も心配をしている点は、外環トンネル掘削によりこの善福寺池が涸れてしまうのではという事です。ところが環境影響評価(アセス)の結果では、涸れることは無いというのです。ほんとにそうでしょうか？

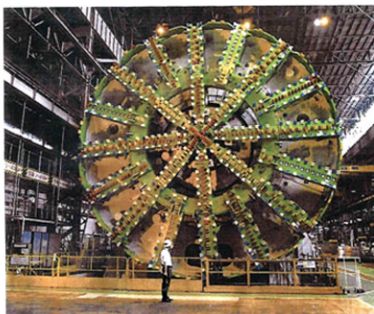
外環トンネルを掘削する

シールドマシンの直径は、日本最大の16mです。正面についている多くの刃物で地中をゴリゴリと削り、一日に20m掘進します。

16mは5階建ての高さです。過去、何千年、何万年と静かに過ぎてきた武蔵野台地の地中は、いきなりこの様な巨大な機械で大きな孔を開けられ、水脈は切られ、地下の世界は大混乱となるのです。

外環トンネルは大深度地下と呼ばれる地表より40m以深を通ります。善福寺周辺ではトンネルは地表から3番目の地下水層とぶつかります。正に外環トンネルは地下水の流れを遮るように、地中の高さ16mの大堤防として構築されるのです。

行く手を遮られた地下水は上流側に溜まり続け、その結果、下流側に陥没や地盤沈下、井戸枯れ等を引き起こします。被害



回避のために国は「地下水流動保全工法」が確実に効果があると主張しています。

国は、この工法の採用例は日本で16例有り、いずれも順調に機能していると言います。ところがその1例である「環8・井荻トンネル」では、保全工法を採用しても、上流下流の水位の差が縮まらなかったのです。

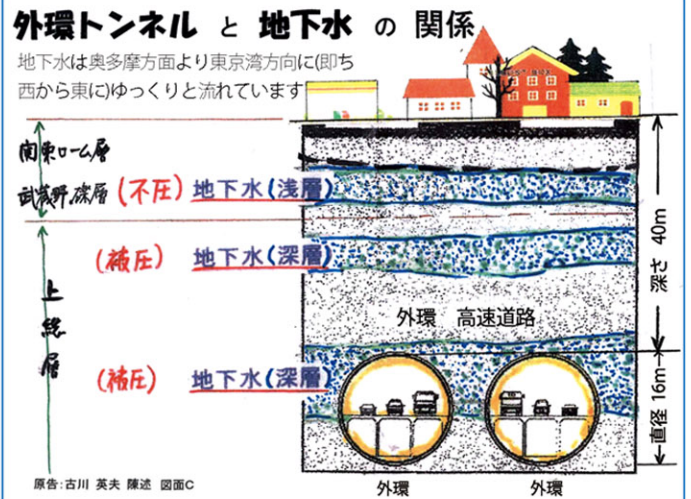
ここで冒頭の善福寺池の水は涸れるか?の問題に戻ります。国はアセスの結果は、「3次元浸透流解析」による計算をしたから問題無しと言っていますが、私は、その計算の前提条件がおかしいと考えています。

その内の一つが今の保全工法で、国はこの工法は効果が有ることを前提条件にしているのです。

この他に「水みちの発生は無い」ことを前提条件としているのです。初めから環境に与える影響は少ないと回答が出る様に設定したアセスの結果はとて納得出来ません。前提条件を見直しアセスをやり直すべきです。

私がこう自信を持って主張出来るのは、国がアセスで問題無しと説明したにもかかわらず、トンネルが完成してから、住民が当初心配した通りの現象が起きている例をいくつも見ているからです。圏央道八王子城跡トンネル工事で御主殿の滝や城山川が涸れています。大阪の箕面の滝の滝涸れやリニア新幹線試験線での川涸れ、井戸涸れなど数多く有るのです。従って善福寺池も涸れてしまうと判断されるのです。

私は「心のふるさと・善福寺池」を何としても次代に遺したいと願っています。そのためにも、外環道工事を止めたいと、訴訟に参加したのです。



地下から酸欠ガス・地下水噴出 大深度法違反!?

5月から6月にかけて、外環道東名ジャンクション工事現場の野川とヤード内で、酸欠ガスと地下水の噴出がありました。

これは、シールドマシンの先端の切羽(カッター面)から、シェーピングクリーム状の気泡薬剤を土中に注入する気泡シールド工法を採用したことによるもの。気泡薬剤は土と混ぜ合わせてもマシン内にすべてを回収することは不可能です。漏れた気泡が、土圧の高い大深度から地表に昇ってきたのです。



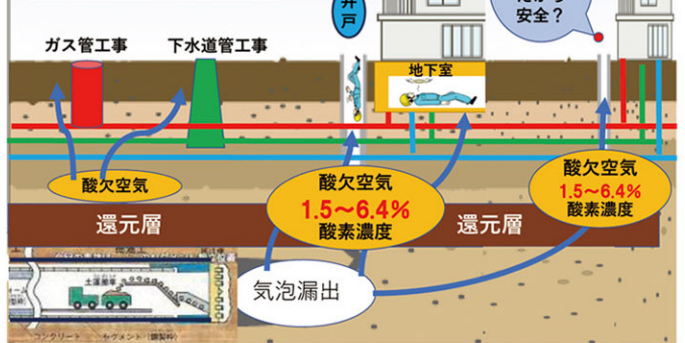
8週間もジャクジーのように泡立ち続けた野川

大深度地下だから「絶対、地表に影響ない」って言ったのに!



酸素濃度 6%以下は即死レベル!

酸欠空気はいつ、どこに出るかわからない



予定の外環道沿線全てにおいて、本線から1km範囲内の井戸や地下室を調査し、酸素濃度の測定をしなければなりません。実施しないのならば労働安全衛生法違反です。

住民への説明なく、シールドマシン再稼働

酸欠ガスが外環道沿線に噴出するかもしれないと、訴訟を支える会を含む12団体は、工事の中止、調査と説明会開催を求める申し入れを行いました。事業者からはなんの回答もありません。

事業者は、調査結果を「外環プロジェクト」というweb上で掲載しただけで、8月30日にシールドマシンを再稼働させました。ごく狭い範囲の近隣住民宅に「外環本線トンネル工事 工事作業状況のお知らせ」をその当日に配布しただけで、地元自治体にも連絡のないままでした。

ガス・地下水噴出は大深度法違反

何より、大深度地下から地表にガス・水が噴出すること自体が大深度法違反です。同時に、地下の特定部分だけを使用するとした立体都市計画法にも違反します。

武内更一弁護士コメント「憲法は、所有権を補償なしに制限することを認めていません。大深度法が、地権者の承認なく地下を掘ることを認めているのは、地表に全く影響がないということを前提にしているからです。大深度地下の工事で、地表にガスや水が出てくるのは、この大前提が崩れたことを意味しています。地権者の承諾もなしに、住宅の地下を掘り進めることは憲法違反です。」

改めて、この外環道計画の違憲性、現場工事での違法性を裁判でも訴えていきます。次回は、10月9日(火) 14時～東京地裁103号法廷です。ご支援、どうぞよろしくお願い致します。

シールドマシンからのガスは、「殺人ガス」?!

実は、気泡は、酸素濃度1.5~6.4%の「酸欠ガス」だったことが、事業者(国土交通省・NEXCO中日本・東日本)の広報サイト「東京外環プロジェクト」にこっそりと発表されていました。なぜ、こっそり? 恐らく一息吸っただけで死に至る酸素濃度の「殺人ガス」だったからでしょう。

「酸欠で死亡」事故はしばしば起こります。地下室やタンク等の密閉空間で工事をする場合、責任者はまず酸素濃度の測定をします。通常21%の酸素濃度が18%以下では作業してはいけないと労働安全衛生法で定められています。

| | |
|----------------|--|
| 21% | 生命を維持 |
| 18% | 安全下限だが、作業環境内の連続換気、酸素濃度測定、安全带等、呼吸用保護具の用意が必要 |
| 16%~12% | 脈拍・呼吸数増加、精神集中力低下、筋力低下、吐気 |
| 14%~9% | 判断力低下、酩酊状態、意識もろろ、階段・梯子から墜落死・溺死の危険性 |
| 10%~6% | 行動の自由を失う、危険を感じても動けず叫べず、意識喪失 |
| 6%以下 | 数回のあえぎ呼吸で失神、いけいん、死 |

酸欠ガス、地下室などに漏れ出て死亡事故多発の過去

事業者は、川の汚染度合を計測した、地下室を調べたなどと、ホームページでは記しています。しかし、酸欠ガスが住宅の地下室、古井戸、或いはマンホールのように、限られた空間に蓄積されたなら、これまでもあった重大な被害が発生しかねません。酸欠ガスは川の水や大気中で薄まるから大丈夫などというレベルの話では安全も安心も確保できません。

酸欠ガス被害防止対策に違反

厚生労働省は、「労働安全衛生法 酸素欠乏症等防止規則」で、気泡シールド工法等危険な「圧気工法」を実施する場合には半径1km範囲での井戸や地下室等の酸素濃度の調査を求めています。

また、環境省による「酸欠空気による住民の被害の防止についての通達」では、生活環境へ酸欠ガスの漏出の恐れがなくなるまで測定することを事業者に求め、区市長にそれを住民に周知徹底するよう求めています。

事業者は、現在地から1kmだけではなく、これから通過



「東京外環道訴訟を支える会」 <http://nongaikan.sblo.jp/>
 ゆうちょ銀行 0-19 (せりけい) 店 当座 0392387
 郵便振替口座 00150-0-392387 年会費 1000円 カンパ歓迎
 問合せ先: 090-6024-8959
 (東京外環道訴訟を支える会事務局・かごたに)